

(仮称) 新志津運動公園整備基本計画の策定について (策定方針)

1. 策定の主旨・背景

昭和54年に供用開始した志津運動公園は、隣接するクリーンセンターの建て替えに伴い、平成27年11月に廃止となった。当該施設の廃止にあたり、平成26年3月に地元馬場町から代替施設の要望があり、令和4年5月には候補予定地の提示をいただいたことから、施設整備の検討を進めることとなった。

施設整備の検討に当たっては、廃止された志津運動公園（以下、「旧施設」という。）の代替施設として整備することを基本としながら、旧施設が廃止されてから年数が経過し、この間、当該施設がないことによる、市内のスポーツ環境への影響や変化について、検証することも必要である。

については、草津市スポーツ推進審議会において、上記の点や、今後新たに整備する施設に求められる機能や役割を審議いただきながら、施設整備の方向性等を定める「(仮称) 新志津運動公園整備基本計画」（以下「基本計画」という。）を策定する。

2. 計画策定期期

令和6年3月（予定）

3. 策定にあたっての視点

基本計画の策定に当たっては、市政運営の最上位計画である第6次草津市総合計画第1期基本計画（令和3年度～令和6年度）、草津市健幸都市づくり基本方針（～令和14年度）や第2期草津市スポーツ推進計画（令和3年度～令和7年度）等の各分野別計画との整合性を図る。

4. 計画の策定体制

(1) 草津市スポーツ推進審議会の開催

市民、学識経験者や関係団体など13名で構成する「草津市スポーツ推進審議会」を開催し、意見や助言等を踏まえた上で基本計画案の検討を行う。

(2) 庁内各部局の検討体制

計画策定に当たっては、関係部局と横断的な調整や連携を図る。

5. 計画の構成・内容

(1) 前提条件の整理

上位計画・関連計画との整合、予定地の概要・敷地条件・関係法令の整理

(2) ニーズ調査

競技団体等にアンケート調査

(3) 基本方針

基本方針（導入機能、規模等）の設定

(4) 整備へ向けた検討

整備手法（補助メニュー等）や管理運営手法のパターンを整理し検討

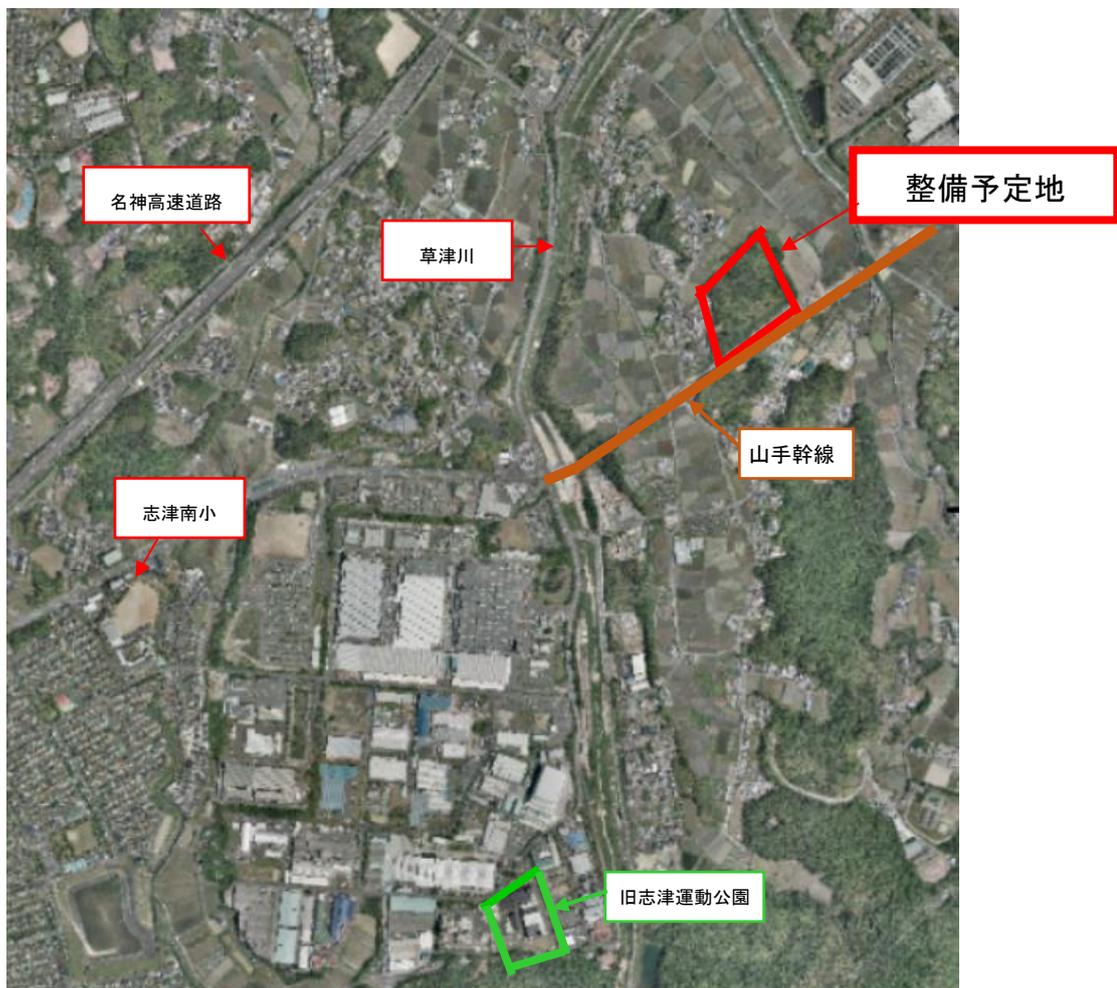
6. 市民参加の手法

パブリックコメントを実施

7. スケジュール

別紙のとおり

8. 整備予定地



- (1) 整備予定地 草津市馬場町
- (2) 面積 約33,000㎡（概測地積）
整備面積 約20,000㎡（残地森林除外後面積）
- (3) 現況 山林が大半を占め、滋賀県が策定する地域森林計画の対象となる
民有林であり、40%は残地森林として保全する必要がある。